(賛助会員の設置)

第1条 公益財団法人知足美術館(以下「当法人」という。)は、定款第42条の規定に基づき賛助会員 を置くものとする。

(会員の資格)

- **第2条** 賛助会員とは、本規定を承認のうえ入会を申し込み、当法人が入会を認め会員証を発行した個人、法人のことをいう。
 - 2 会員は会員資格を第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買、質入等をすることはできない。
 - 3 会員資格の有効期限は毎年度3月末日とし、事前に申し出がない限り自動的に次年度に更新されるものとする。

(会費)

- 第3条 賛助会員は、当法人の事業に賛同し、運営費用として、1 口につき個人は年額 3,000 円を、法人は年額 10,000 円を拠出するものとする。
 - **2** 賛助会員は、1 口以上の賛助会費を負担するものとし、原則として当該年度の当初に、一括して納入するものとする。

(特典)

- 第4条 替助会員は、以下に定める特典を受けることができる。
 - 1. 当法人が開催する展示等の入館料を無償とする。
 - 2. 当法人が開催する展示等の各招待券を提供する。
 - 3. 喫茶知足の割引利用券の提供。
 - 4. その他、当法人の目的を達成するために理事会が定めたもの。

(変更の届出)

第5条 賛助会員は、氏名、社名、住所、電話番号等、当法人への届出内容に変更があった場合、速やか に当財団へ届出をするものとする。

(退会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときは、文書をもって当法人に届け出るものとする。この場合に おいて、既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営等に関する必要な事項は理事会が別に定めることができる。

附則 この規程改定は、平成27年4月1日から施行する。